

## カジノ管理委員会第19回会議の開催状況

### 第1 日時、場所及び出席者

#### 1 日時

令和2年7月9日 14時00分～14時50分

#### 2 場所

カジノ管理委員会 12階大会議室

#### 3 出席者

○北村委員長、氏兼委員、渡委員、遠藤委員、樋口委員

○徳永事務局長、並木次長、徳田総務企画部長、堀監督調査部長、住友監督総括課長（議事担当課）、阿波規制監督課長（議事担当課）

### 第2 要旨

#### 1 議決事項

なし。

#### 2 その他の案件

##### (1) カジノ事業等の規制（「社会的信用」の審査の基本的な考え方等の全体像）について

監督調査部長より、カジノ事業等の規制（「社会的信用」の審査の基本的な考え方等の全体像）について説明があり、主に以下の点について検討した。

- ・カジノ事業免許における「社会的信用」の審査の基本的な考え方等（下記、IR整備法第四十一条、第九十四条、第一百六条、第二百一十一条参照）

（免許の基準等）

第四十一条 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許の申請があったときは、当該申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 申請者が、人的構成に照らして、カジノ事業を的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。
- 二 申請者の役員が十分な社会的信用を有する者であること。
- 三 出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者が十分な社会的信用を有する者であること。
- 四 申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人（法定代理人が法人であるときは、そ

の役員を含む。以下同じ。) ) 及び当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときはその役員が十分な社会的信用を有する者であること。

五 当該申請に係る特定複合観光施設区域の施設土地権利者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人）及び当該施設土地権利者が法人であるときはその役員が十分な社会的信用を有する者であること。

(契約の締結の制限)

第九十四条 カジノ事業者は、その行う業務に関し、次の各号のいずれにも該当する契約以外の契約（カジノ施設利用約款に基づく契約その他の契約で顧客との間で締結するもの、雇用契約及び国又は地方公共団体との間の契約を除く。以下この款において同じ。）を締結してはならない。

一 契約が次に掲げる基準に適合すること。

イ 相手方が十分な社会的信用を有する者であること。

ロ 相手方が法人であるときは、その役員が十分な社会的信用を有する者であること。

ハ 相手方において当該契約を締結する権限を有する使用人があるときは、その者が十分な社会的信用を有する者であること。

ニ 出資、融資、取引その他の関係を通じて相手方の事業活動に支配的な影響力を有する者が十分な社会的信用を有する者であること。

(確認の基準)

第一百六条 カジノ管理委員会は、第一百四条の確認の申請があったときは、申請対象者がその従事する特定カジノ業務を的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であるかどうかを審査しなければならない。

(従業者の制限)

第二百一条 カジノ事業者は、次に掲げる者をカジノ業務（特定カジノ業務を除く。）又はカジノ行為区画内関連業務に従事させてはならない。

一 十分な社会的信用を有する者でない者

・その他の事業者等における「社会的信用」の審査の基本的な考え方等（下記、第二百二十六条、第三百三十三条、第三百三十四条、第三百三十五条、第三百四十五条、第三百五十条、第三百五十八条、第三百五十九条、第三百六十五条参照）

(免許の基準等)

第二百六条 カジノ管理委員会は、第二百四条の免許の申請があったときは、当該申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 第四十一条第一項第二号から第五号まで、第七号及び第八号に掲げる基準に適合するものであること。
- 二 申請者が、人的構成に照らして、カジノ施設供用事業を的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

(カジノ施設供用事業者が行う業務に係る契約)

第三百三十三条 カジノ施設供用事業者は、その行う業務に関し、第九十四条各号（第一号ホ及びへを除く。）のいずれにも該当する契約以外の契約（雇用契約及び国又は地方公共団体との間の契約を除く。以下この条において同じ。）を締結してはならない。

(特定の業務に従事する者の確認)

第三百三十四条

- 2 第一百五十五条から第二十条までの規定は、前項の確認及び当該確認を受けた特定カジノ施設供用業務に従事する者（第二百六条第六項において「確認特定カジノ施設供用業務従事者」という。）について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(従業者の制限等)

第三百三十五条 カジノ施設供用事業者は、第二百一十一条第一項各号に掲げる者をカジノ施設供用業務（特定カジノ施設供用業務を除く。）に従事させてはならない。

(許可の基準等)

第三百四十五条 カジノ管理委員会は、第四十三条第一項の許可の申請があったときは、当該申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 申請者が、人的構成に照らして、当該申請に係るカジノ関連機器等製造業等を的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。
- 二 申請者の役員が十分な社会的信用を有する者であること。
- 三 出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者が十分な社会的信用を有する者であること。

(カジノ関連機器等外国製造業の認定)

第三百五十条

- 2 第四十三条第二項、第四十四条（第一項第二号を除く。）及び第四十五条から前条までの規定は、カジノ関連機器等外国製造業者及びカジノ関連機器等外国製造業並びに前項の認定について準用する。この場合において、第四十六条第四項中「第四十四条」とあるのは、「第

百四十四条（第一項第二号を除く。）」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

#### 第百五十八条

- 3 第百十五条から第百二十条までの規定は第一項の確認及び当該確認を受けた特定カジノ関連機器等製造業務等に従事する者（以下この項及び第二百八条第三項において「確認特定カジノ関連機器等製造業務等従事者」という。）について、第二百二十三条の規定は確認特定カジノ関連機器等製造業務等従事者に係る措置について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定)

#### 第百五十九条

- 4 カジノ管理委員会は、第二項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、第一項の規定による指定をしてはならない。
- 一 申請者が、人的構成に照らして、試験事務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。
  - 二 申請者の役員が十分な社会的信用を有する者であること。
  - 三 出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者が十分な社会的信用を有する者であること。
  - 四 申請者が株式会社であるときは、その主要株主等基準値以上の数の議決権又は株式の保有者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人）及び当該主要株主等基準値以上の数の議決権又は株式の保有者が法人等であるときはその役員が十分な社会的信用を有する者であること。

(特定の業務に従事する者の確認)

#### 第百六十五条

- 2 第百十五条から第百二十条までの規定は前項の確認及び当該確認を受けた特定試験業務に従事する者（以下この項及び第二百十条第三項において「確認特定試験業務従事者」という。）について、第二百二十三条の規定は確認特定試験業務従事者に係る措置について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

以上